



秋田県公報

目次

- 選挙管理委員会告示
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(八五)
- 秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程(八六)
- 選挙管理委員会訓令
秋田県選挙管理委員会書記長専決規程の一部を改正する訓令(一)

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十五号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋田県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中、「(県議会議員の候補者を除く。以下この章において同じ。)」を削り、「第六十八条(掲載文の申請)第一項」の下に、「又は秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十号。以下「公報条例」といふ。)(第三条(掲載文の申請)第一項)を加え、「同項」を「法第六十八条(掲載文の申請)第一項又は公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」に改める。

第四十七条(見出しを含む。)(中「知事」の下に「及び県議会議員」を加える。

第四十九条の三第一項中「第六十八条(掲載文の申請)第一項」の下に「又は公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」を加え、「同項」を「法第六十八条(掲載

文の申請)第一項又は公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条(掲載文の申請)第一項」の下に「又は公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」を加える。

第五十条第一項中「第六十九条(選挙公報の発行手続)第五項」の下に「又は公報条例第四条(選挙公報の発行手続)第二項」を加え、「及び」を「又は」に改め、「到着した日」の下に「、県議会議員の選挙にあつては公報条例第三条(掲載文の申請)第一項の規定による申請期限の日」を加え、同条第三項中「第六十九条(選挙公報の発行手続)第六項」の下に「又は公報条例第四条(選挙公報の発行手続)第三項」を加える。

第五十三条第二項及び第五十四条中「第六十八条(掲載文の申請)第一項」の下に「又は公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」を加える。

別記第二十号様式中「第六十八条第一項」の下に「(秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第三条第一項)」を加える。

別記第二十三号様式中「第五項」を「第六項」に改め、同様式の備考中「つこう」を「都合」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の公職選挙執行規程第十一章の規定は、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十号)の施行の日以後にその期日を告示される県議会議員一般選挙から適用する。

秋選管告示第八十六号

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程(昭和二十八年秋田県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「第六十九条第五項」の下に「及び秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十号。以下「条例」といふ。)(第四条第二項)を加え、同条第二十二号中「第七十条第一項」の下に「及び条例第五条第一項」を加え、同条第二十二号の中「第七十条第二項」の下に「及び条例第五条第二項」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会訓令

秋選管訓令第一号

秋田県選挙管理委員会書記長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田県選挙管理委員会書記長専決規程の一部を改正する訓令

秋田県選挙管理委員会書記長専決規程(昭和二十八年秋田県選挙管理委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「第七十条第一項」の下に「及び秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十号)第五条第一項」を加える。

附 則

この訓令は、秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程(平成十四年秋田県選挙管理委員会告示第八十六号)の施行の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田県株式会社 秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(086)8766000 FAX(086)8766000
E-mail:matsubarasatsusai.jp

